

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員（DC1、
DC2）の採用期間の延長に関する取扱いについて（通知）

日本学術振興会では、採用となった特別研究員（DC1、DC2）（以下「特別研究員-DC」という。）に対して、申請書の研究計画に基づく研究に専念することを義務付けるとともに、研究奨励金を支給しています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として日々の研究活動への様々な支障等が生じていると考えられることから、令和3年度に採用期間が終了する予定の特別研究員-DCを対象として、下記のとおり特例取扱いを設けることとしました。

対象となる特別研究員-DCにおかれては、本特例取扱いの内容を十分にご確認いただき、特例取扱いを希望される場合には必要な手続きを行ってください。

なお、十分な研究活動が困難な状況であっても、今後の研究計画の遂行状況を考慮し、本特例取扱いを希望されない場合は、特に本手続きを行う必要はありません。

記

1 令和3年度に採用期間が終了する特別研究員-DCの特例取扱い

本特例取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響によって研究活動に様々な支障等が生じているなどの事情を踏まえ、特別研究員-DCの希望に基づき、採用期間を中断することなく採用期間の延長を可能にする措置です。

(1) 対象者

令和3年度に採用期間が終了する予定の特別研究員-DCのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたため、前述の特例措置を希望する者を対象とします。

採用中断後の延長期間を超えて延長を希望する場合についても対象となります。

※ 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて」（令和2年7月28日 学振養第74号）によって、中断を伴わない採用期間の延長が承認されている特別研究員-DCについては、本特例取扱いの対象となりません。

(2) 延長可能な採用期間

特別研究員の採用終了時点から、新型コロナウイルス感染症の影響により大学が延長を認める在学期間（原則最大6か月）とします。また、研究計画の進行状況等を踏まえ、延長できる採用期間は1ヶ月単位で設定することができます。

(3) 研究奨励金の取扱い

延長前の採用期間（3年間又は2年間）をもって研究奨励金の支給は完了します。ただし、本特例取扱いによる採用延長期間について、令和4年度予算において財務状況が許せば、当該延長期間における研究奨励金についても別途追加支給を検討します。

(4) 研究専念義務及び資格

本特例取扱いによる採用延長期間については、特別研究員としての資格を有し研究計画に基づく研究専念義務がありますので、研究報告書は従来どおり提出してください。

また、採用延長期間中は、「令和3年度日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」で定める「報酬受給の制限」の規定は適用しないこととします。ただし、採用延長期間中に研究奨励金を支給することとなった場合には、採用延長期間中に適用される年度の「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」で定める「報酬受給の制限」が適用されます。

(5) 手続き

採用期間が終了する日の1ヶ月前までに「新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延長願」（別記様式2）を受入研究機関の事務局を経由して提出してください。その際、受入研究者及び受入研究機関の部局長の承認が必要になりますので、ご注意ください。

なお、提出にあたっては、受入研究機関の事務局より、本会まで電子メールにて提出してください。

2 その他

(1) 学位の取得等に伴う手続きについて

本特例取扱いによる採用延長期間中に「博士の学位を取得」または「単位取得満期退学」等した場合は採用期間の延長は終了となりますので、見込みが判明した時は、当該見込みを事前に本会まで電子メールにてご連絡ください。また、「博士の学位の取得」等が確定した後、受入研究機関の事務局を通じて、速やかに「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用延長期間終了届」（別記様式3）を本会まで電子メールにて提出してください。

なお、採用期間の延長中に「博士の学位を取得」した場合は、特別研究員の資格変更（DCからPDへの資格変更）をすることなく採用期間の延長が終了します。

(2) 科学研究費助成事業（科研費）「特別研究員奨励費」について

採用期間の延長に際し、特別研究員が交付を受けている「特別研究員奨励費」について、繰越し手続きが必要となった場合には、科学研究費助成事業で定める所定の手続きを行ってください。手続きを経て繰越しが認められた場合には、本特例取扱いによる採用延長期間において「特別研究員奨励費」による研究活動を行うことが可能となります。

なお、採用延長期間分については、別途新たに「特別研究員奨励費」に応募することはできません。

(3) 長期履修制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした長期履修制度による在学期間については、本特例取扱いによる「大学が延長を認める在学期間」として取り扱います。

本取扱いに関しご不明な点などは、本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jps.go.jp TEL:03-3263-4998